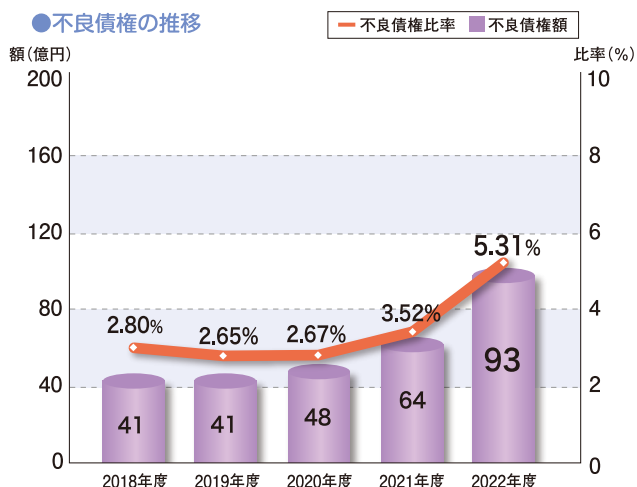


不良債権の状況

ちゅうしんは、お客さまの経営課題解決や経営再建等に積極的に取り組んでいます。



(注) 不良債権比率については、小数点第3位以下を四捨五入により表示しております。

ちゅうしんは、経営が厳しくなったお取引先のうち、事業の維持や継続に向けて取組まれる先には、**経営改善策のご相談やご融資条件の変更など、経営課題の解決や経営再建等のご支援**を積極的に行っています。

不良債権には、こうしたご支援中の債権も含まれています。

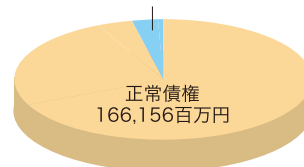
不良債権に対する備えは万全です。

不良債権は、そのまま損失につながるものではありません。

不良債権については、担保や保証、貸倒引当金等により9割以上が保全されています。

さらに、自己資本のうち利益剰余金が134億円ありますので、**不良債権に対する備えは万全な状況**にあります。

不良債権: 9,312百万円
不良債権比率: 5.31%



信用庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況

(単位:百万円)

区分		開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (%) (B)/(A)	引当率 (%) (D)/(A-C)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2021年度	1,394	1,394	621	772	100.00%	100.00%
	2022年度	1,380	1,380	706	673	100.00%	100.00%
危険債権	2021年度	4,663	4,228	3,913	315	90.67%	42.00%
	2022年度	7,566	7,101	6,792	309	93.86%	40.00%
要管理債権	2021年度	380	187	141	45	49.27%	19.13%
	2022年度	366	212	166	46	58.06%	23.16%
三月以上延滞債権	2021年度	2	2	2	-	100.00%	-
	2022年度	2	2	2	-	100.00%	-
貸出条件緩和債権	2021年度	377	184	138	45	48.87%	19.13%
	2022年度	363	210	164	46	57.81%	23.16%
金融再生法上の不良債権 合計 (E)	2021年度	6,438	5,810	4,676	1,133	90.24%	64.35%
	2022年度	9,312	8,694	7,665	1,029	93.37%	62.49%
正常債権	2021年度	176,422					
	2022年度	166,156					
総与信 (F)	2021年度	182,860					
	2022年度	175,469					
総与信に占める割合 (%) (E/F)	2021年度	3.52%					
	2022年度	5.31%					

(注) 1.「担保・保証等による回収見込額 (C)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

2.「貸倒引当金 (D)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

3.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付先を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

●資産査定について

当金庫では、貸出金の厳格な自己査定（ご融資先の財務状況などから返済能力を判定（債務者区分）し、各々の債権の回収または価値の毀損の危険性の度合いに応じ分類・区分すること）を実施し、必要な保全措置を講ずるなど適正な処理を行っています。

自己査定		金融再生法開示債権	
破綻先	法的・形式的に経営破綻の事実が発生している先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
実質破綻先	実質的に経営破綻の状況に陥っている先	危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権
破綻懸念先	事業は継続しているものの、今後、経営破綻に陥る可能性がある先	要管理債権	信用庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額
		三月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金
要注意先	業況が低調ないし不安定な先、または財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する先	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金
正常先	業況が良好であり、かつ、財務内容にも問題がない先	正常債権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権